

青森県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則

(平成十九年三月二十八日青森県後期高齢者医療広域連合議会規則第二号)

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百九十二条において準用する法第百三十条第三項の規定に基づき、議会の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第二条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の申込み)

第三条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券(様式)の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第四条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

2 団体が傍聴しようとする場合には、傍聴券はその代表者又は責任者に交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第五条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

2 団体の場合には、傍聴券に団体名、傍聴人員並びにその代表者又は責任者の住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。
い。

(傍聴人の入場)

第六条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴席入口で傍聴券を係員に提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第七条 傍聴人は係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴人の制限)

第八条 傍聴席の都合により、議長は、傍聴人員を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第九条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴の不許可)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- 一 銃器その他危険なものを持っている者
 - 二 酒気を帯びていると認められる者
 - 三 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - 四 拡声器、笛、太鼓、その他楽器の類を持っている者
 - 五 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 小学校就学前の児童は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第十一条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 二 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- 三 はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 四 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- 五 飲食又は喫煙をしないこと。
- 六 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

七 議員席に入らないこと。

八 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第十二条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第十三条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第十四条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第十五条 法第二百九十二条において準用する法第三百十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、なおその命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式（第3条関係）

傍聴券

(表面)

第号	年月日	傍聴人 住所 氏名	(年齢 歳)
(団体の場合にはその 代表者又は責任者)			
団体名		(傍聴人員 名)	
第号			
青森県後期高齢者 医療広域連合議会	傍聴券	青森県後期 高齢者医療 広域連合議 会議長之印	
(有効期日 年 月 日)			
(団体の場合にはその 代表者又は責任者)			

(裏面)

- 傍 聴 人 心 得
- この傍聴証は、他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。
 - 次の各号のいずれかに該当する人は、傍聴することができません。
 - 銃器その他危険なものを持っている人
 - 酒気を帯びていると認められる人
 - 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、のぼりの類を持っている人
 - 拡声器、笛、太鼓、その他楽器の類を持っている人
 - そのほか会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる人
 - 傍聴人は、傍聴席にいるときには、次の事項を守らなければなりません。
 - 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
 - はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りではありません。
 - 飲食又は喫煙をしないこと。
 - みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - 議員席に入らないこと。
 - そのほか議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければなりません。
- 記 載 上 の 注 意 事 項
- 傍聴人は、本券にその住所、氏名及び年齢を記入してください。
 - 団体の場合には、団体名、傍聴人員並びにその代表者又は責任者の住所、氏名及び年齢を記入してください。